

広報

まつだい

1981

10月

第263号

■発行 新潟県松代町公民館 電話 松代7-2301 番 昭和56年10月15日

みりの秋



《人口の動き》 男3,441(+4) 女3,484(-7) 計6,925(-3) 世帯数1,831(-5)

10月1日現在 出生4 死亡4 転入13 転出16

あなたの・そして部落の後世に

公社造林事業(田野倉地内5町歩)

植林で大きな財産を！



町では、人工林の造成により
広く造林の普及をはかり、あ
わせて治山・治水に資するため収
益の分収を目的とする部落有・
個人有の山林に造林事業を進め
ております。

この造林事業には、

(1) 町が行う町行造林事業

面積 約五町歩以上

(2) 県が行う公社造林事業

面積 約十町歩以上

(3) 国が行う公団造林事業

面積 五町歩以上(保安林
及び保安林子定地)

があります。

これらの事業は、土地所有者
と五十年の契約を結び、

土地所有者は

土地を無償で貸せる。

町・県・国は、

一、新植 ha当り三〇〇〇本

一、下刈 二年目、六年目まで

一、倒木起し 五年目、十五年

日まで

一、施肥 三年目、五年目まで

一、作業路の開設

一、除伐、間伐

を行ない、これらの事業の一切

の経費を負担する。

その代り伐採時に収益を土地

所有者と分ける。

分収割合は、諸条件により異

りますので、造林事業のご相談

と合せて役場産業課林業係まで

町行造林事業(海老地内4町歩)今秋植栽



お願いいたします。

造林事業のご用命は

松代町造林組合へ

松代町造林組合では、秋植の
造林の申込みを受付けております。

測量、地ごしらえ、植林まで行
ないます。

造林事業には、補助制度があ
りますので申込み及びくわしく
は役場産業課林業係までお願い
いたします。

転作に とりくむ ＝事例紹介＝

産案シリーズ⑫

峠の川入団地（約三十アール）に三戸の農家が作付けしています。昨年は十アール当り二一〇kgの収量でしたが、今年も昨年以上の収量を期待しています。

本年度の転作の実施については、農家の皆様方の御協力により、目標配分面積の一・六・八％、一一三haの実績を達成することが出来ました。

町でも転作物物の選定には種方策を検討いたしておりますが、その中で特に転作を真剣に取り組んでおられる町内のいくつかのグループを紹介します。

◎室野大豆生産組合

（代表佐藤達行さん）

茶屋大豆団地（約一ha）に五戸の農家が、栽培協定により作付けしています。昨年は十アール当り一九〇kg平均でありましたが今年は一〇〇kg位の収量を見込んでおります。

◎峠大豆生産組合

（代表牧田貞夫さん）



このように室野と峠のグループは大豆の生産に取り組んでおられますが、生産物は検査を受けて政府へ売渡すと価格が保証されていますので、安定した作物といえます。

◎ナス

（池尻若井一男さんほか五名）

今年から町農協が中心となり三五アールに作付けが始まりました。苗は千両二号という品種で、京都のタキイ種苗より購入した接木苗で丈夫で強く多量収であると言われています。

九月二十日現在出荷の状況は約十四トンで二二八万円の販売額となっております。十アール当りの粗生産額で最高八十万円が見込まれており、転作として最も有望視されております。

◎飼料作物

（荻平畜産グループ代表高橋紀元さん）

昨年、五戸で共同畜舎を建設して三十頭の繁殖牛の飼育を始めましたが、その粗飼料の自給を図ろうと転作によって青刈トウモロコシを五十アールほど作付けしました。今年はそのほかにハトムギとオオクサキビの青刈りを二十アール試作しました。収量は十アール当りになると次のとおりです。

トウモロコシ 四、四〇〇kg
ハトムギ 三、七〇〇kg
オオクサキビ 四、七〇〇kg
このように収量も思いのほか



来年は更に作付け面積を増やし、産地化したいと農協では力を入れています。

多くとれたので今後も頭数に見合った作付面積の拡大を計画しています。畜産の振興と転作がうまく結びついている事例であります。

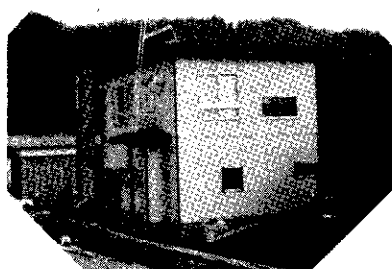


集落開発 センターが完成

農村地域定住促進対策事業による多目的集会所としてこのたび田野倉と奈良立の二部落に建設したものです。いずれも、農林業の振興・地域住民の交流促進・生活改善等を図るための研修等集落のコミュニティセンターとしての役割を果たすことが期待されています。



田野倉



奈良立(工事中)

新米の出荷始まる

今年の稲作は、春先の消雪の遅れや六月までの低温により、昨年の冷害による凶作の二の舞が心配されていましたが、その後の天候の回復により作況は持ち直し、平年並よりやや不良と見込まれております。

当町では、九月二十四日と二十五日にトドロキワセの約二、〇〇〇袋が早期米として初出荷されました。品質はあまり良くなく上位等級八〇％でありました。限度数量の完納を期すためヤミ米流通をやめ、農協への全量出荷に御協力下さい。



ヤミ米防止に

協力を!!

食糧管理制度は戦争行動たけなわの昭和十七年、国民の食糧を確保するため制定されて以来四十年の今日に至り、現状に即した制度の一部を明年一月一日を期して改正されますが、制度の根幹は変わりなく国民の食糧需給操作に欠かせない制度です。

然るにこの制度を無視して、利潤を追求する目的として不正規流通米いわゆる、ヤミ米を買い漁る業者が横行し自由米と唱えてその量は三〇〇万トンとも言われています。特にこれら不正業者は、本年産米の大量買い入れに動きはじめた事態を政府

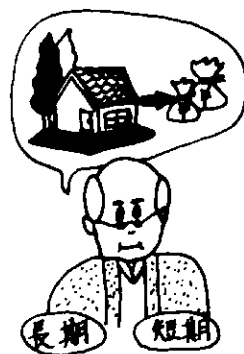
は重視して、各都道府県及び食糧事務所に對して、不正規米流通防止対策を指示しましたので、本郡におきましても町村・食糧事務所・農協が構成する「不正規米流通防止連絡会」を設け、ヤミ米の動向を監視し、ヤミ米の防止運動を展開することになりました。

ヤミ米は或る時期に、限られた量を高値で取引が行なわれます。しかしヤミ米は全国民の食糧の生産と消費の調整機能を柱とする食糧制度を否定し、大資本企業が虎視眈々とねらう食糧制度廃止に加担する自殺行為ですから、制度を守るためにも食糧庁が指定した業者、当町では農協に全量を出荷して下さい。ヤミ米の売買が摘発されますと、売買した双方当事者が、法律に基づいて処罰されます。本県に於いては、不正規米流通防止のため警察当局に対しても取締りの強化を要請しております。松代町からヤミ米売買の事件を防止するために、生産農家の自覚と町民の嚴重な監視を強め、明るい町作りに町民の協力をお願いします。

(松代町農協組合長関谷正好)

税のしおり
ごぞんじ
ですか

土地や建物を
売った時の税金



建物や土地を売ったときには、売却代金からその取得費と売るためにかかった費用を差引いた譲渡所得に對して税金がかかります。

この譲渡所得は、売却した土地や建物の購入時期の違いにより、昭和四十三年十二月三十一日以前から持っていた土地や建物を売った場合の長期譲渡所得と、昭和四十四年一月一日以降に買った土地や建物を売った場合の短期譲渡所得とに分けられます。

ます。

長期譲渡所得の場合、百万円の特別控除を差引き、残りの所得に税金がかかります。短期譲渡所得については、この特別控除の適用はありません。

税率は長期譲渡所得の場合、所得金額が四千万円までは二〇％、四千万円を超えると特別な方法で計算され、税率も高くなります。短期譲渡所得は、長期譲渡所得よりも税率が高く、四〇％以上になります。

なお、自分が住んでいる建物とその敷地を売ったときには、一定の要件を満たすことにより三千万円の特別控除が受けられます。

くわしくは税務署・税務相談室におたずねください。

児童手当の支給

十月期支給分児童手当を受給者の方々のそれぞれ第四銀行、松代農協の口座に九日付で振込みましたので確認して下さい。

手当の一部改正される

市町村民税に係る所得割の額のない受給者に支給する児童手当の月額が、昭和五十六年十月分以降算定基礎児童一人につき六千五百円から七千円に改正されます。

なお不明の点は福祉係まで。

◎役場の窓口でお返しする地区◎

月 日	時 間	対 象 部 落
11月12日	午前 9:00 11:00	小屋丸・池之畑・下山・田野倉・仙納・田代・蒔平
	午後 1:00 3:00	会沢・清水・桐山・蓬平
11月13日	午前 9:00 11:00	東山・海老・犬伏・孟地・片桐山・滝沢・中子・芋島
	午後 1:00 3:00	松代・小荒戸・太平・菅刈・田沢・千年・池尻

◎蒲生公民館でお返しする地区◎

月 日	時 間	対 象 部 落
11月12日	午前 9:00 11:00	小貫・諏訪峠・寺田・名平・蒲生・儀明

◎室野克雪管理センターでお返しする地区◎

月 日	時 間	対 象 部 落
11月12日	午後 1:00 3:00	福島・奈良立・室野・竹所・濁・峠・木和田原

※印鑑を必ずお持ち下さい。

今年の法律改正により、新しい年金額記入のため、八月分受給後お預りしていた福祉年金証書（みどりの証書）を十一月十二日よりお返しします。

新しく記入された金額は、四ヶ月分で九万円だった人は、九万六、〇〇〇円に、障害一級

ねんきん

「みどりの年金証書」をお返しします

で十三万五、二〇〇円だった人については、十四万四、〇〇〇円にそれぞれ増額になっています。

また、福祉年金は、その費用の全額が国の税金によって支給される年金であるため、限られた財源の中から、効果的に年金を支給するということから、恩給や厚生年金など受けている人や、本人、扶養義務者にある程度の所得があるときは、福祉年金の額が減額されたり、全額支給停止されることになっていきますが、国の負担によって支給される年金であることについて皆さんのご理解をお願いします。

十一月の受給日まで今しばらくお待ち下さい。

薬

について

〈保健衛生シリーズ〉 ⑦①

薬局や薬店から買う薬、家庭への置き薬、お医者さんから頂く薬と色々の形で薬を使います。

10月17日から23日まで「薬と健康の週間」です。

正しい使い方で病気を早くなおすように、次のことに気を付けて下さい。

◎病気で医者さんにかかる人は医師のはしごをしないことが大切です。これは今までのんでいた薬がわからなくなる、薬の種類が多くなったり重なり合ったりして効めが少なくなる。又皆さんの大事な保険税の無駄使いにもなります。

◎同じような体の具合だからとお医者さんからもらった薬を人にやったりもらったりしない。

◎のみ薬、ぬり薬とどんな薬でも医者にいわれた時間や方法を必ず守る。

◎暖房のしていない部屋、直射日光の当たらない、常に25度以下の所におく。

◎子供の絶対手の届かない所におく。

◎空きびん（特に食物のびん）に入れない。たべもののびんなど

の誤ってのんでしまうことがある。

◎買ってきた薬には必ず買入年月日を記入する。

◎目薬は半年以上たったものは使わない。雑菌が入るから、さす時注意する。

◎カゼ薬のシロップも半年以上たったものは使わない。

◎普通の薬は封を切らなければ2年はもちます。

薬用植物について

◆ドクダミ：利尿作用あり、血圧を安定させる、お茶がわりにのむと通じをよくする。

◆ゲンノショウコ：整腸作用があるの下痢止として使われるが、毎日使えば便秘予防となる。ドクダミとませて使用すればよい。

◎食事にも体を温める食べものと、冷す食べものがあります。地面の上に出てくるトマトやナスキュウリ等は冬たべると体が冷えてきます。土の中に育つ人じんやいも類は体を温めます。土の中で太陽の暖さをたくわえた冬の食品です。

これから一日毎に涼しくな

てきます。色々なものをくみ合わせてたべ、健康に気をつけましょう。

寄生虫検査結果

先般実施しました結果は左記の通りで10%を割る陽生率でした。陽生者には役場から薬を届けますので必ずのみ、その後受診証をもってお医者さんへ行つて検査してもらってください。

検査人数	2,882人
陽生者数	17人
陽生率	0.59%

有卵者が、0になるのも、あと一息です。

自衛官

募集中!!

自衛官は、特別国家公務員で身分も安定しており、衣食住が完備した職場です。若い力を自衛隊で発揮してみませんか。

○応募資格

十八才―二十五才未満

○受付期間

常時受付

○試験

受付時に日時会場をお知らせします。

※詳細は役場の職業係まで。

10月は国保強調月間です

◆保険税を考えてみよう◆

保険税は高いとお考えですか
安いとお考えですか。

めったに病気などしたことが
ない、という健康家庭の方にと
っては、高いとお考えになるの
も当然のことですし、また中に
は、この程度なら、と納得なさ
る方もいらっしゃると思いま
す。ただ、一般の家庭にとつ
て、保険税がかなりの負担であ
ることは否めません。いったい
どうして、保険税はこんなに高
いのでしょうか。

それは、医療費が毎年ふえつ

○医療費の三〇％：診察をうけ
るとき患者が負担。(一部負
担金)

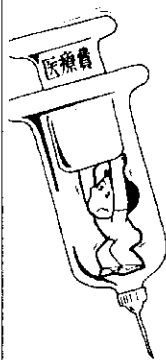
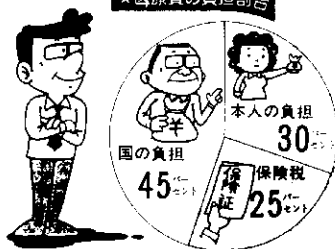
○医療費のほぼ四五％：国が負
担。

○医療費のほぼ二五％：保険税

あなたの負担もふえます！

病気になって診療を受け
ると、窓口で払う(一部負
担金)のは、かかった費用
の三割分ですが、保険税分
も含めると全体の半分以上
もわたしたちが負担してい
るのです。下の表をみて、
もう一度、医療費について
考えてみましょう。

★医療費の負担割合



づけて大変な額に達するからで
す。
国民健康保険(国保)の制度
では、医療費の二五％は保険税
でまかなわなければならないこ
とに定められています。
国保では、私たちが診療をう
けた場合の医療費は、次のよう
な割合で負担することになって
います。

ところで、医療費はこのところ毎
年、相当高い割合で増えつづけてい
ます。このふえつづける医療費の二
五％をまかなうためには、毎年保険
税を値上げして補うより方法があり
ません。今までは、高度経済成長の
余慶もあり、一般会計よりの繰り入
金等により、医療費の増大分をその
まま全部保険税の値上げに結びつく
ことのないよう、財政的処置を講ず
ることも不可能ではありませんでした
し、実際そういう配慮を行ってき
ました。しかし財政窮乏下の今日、
そうした財政的余裕もありません。
医療費がふえれば、そのふえた分
の二五％はそのまま、保険税という
形で皆様方にご負担いただくより方
法はありません。

病気などしたことがない、という
健康家庭の方々も、この点ご理解を
いただきたいところです。

医療費節約を心がけよう

医療費節約ということとは、お医者
さんにかかるな、ということではあ
りません。からだの具合が悪ければ
どしどしお医者さんにかかって下さ
い。ただ、そのかかり方を考えてい
ただきたいということです。
同じ診療でも診察する時によつて
診療料金が違います。この表は時間
内と時間外の比較初診料(乙)再診料(乙)
表を、参考にして、急病・緊急のと
き以外はつとめて診療時間内に受診
し、医療費の節約にご協力下さい。

□初診料(乙)

	時間内 (保険医療機関 が表示する診 察時間)	時間外 (午前10時～午 前6時、休日 を除く)	休 日 (日曜日・祝日 及び12月29日 ～1月3日)	深 夜 (午後10時～ 午前6時)
初 診 料	1,200	1,800	3,000	4,800
乳幼児(6歳未満) 加算した場合	1,500	2,100	3,300	5,100

□再診料(乙)

	時間内	加 算		
		時間外	休 日	深 夜
再 診 料 (電話等による療養 指導を含む)	350 (乳幼児 450)	500	1,500	3,600
内科再診料	600 (乳幼児 700)	500	1,500	3,600

(注) 1. 休日加算は次の医療機関が診療した場合に算定できる。
(ウ)救急医療対策の一環として設けられている施設又は休日当番医療機関
(イ)当該休日を休診日とする医療機関
(ロ)当該休日を診療日とする医療機関の時間外診療
2. 休日加算と時間外加算又は深夜加算との重複算定はできない。

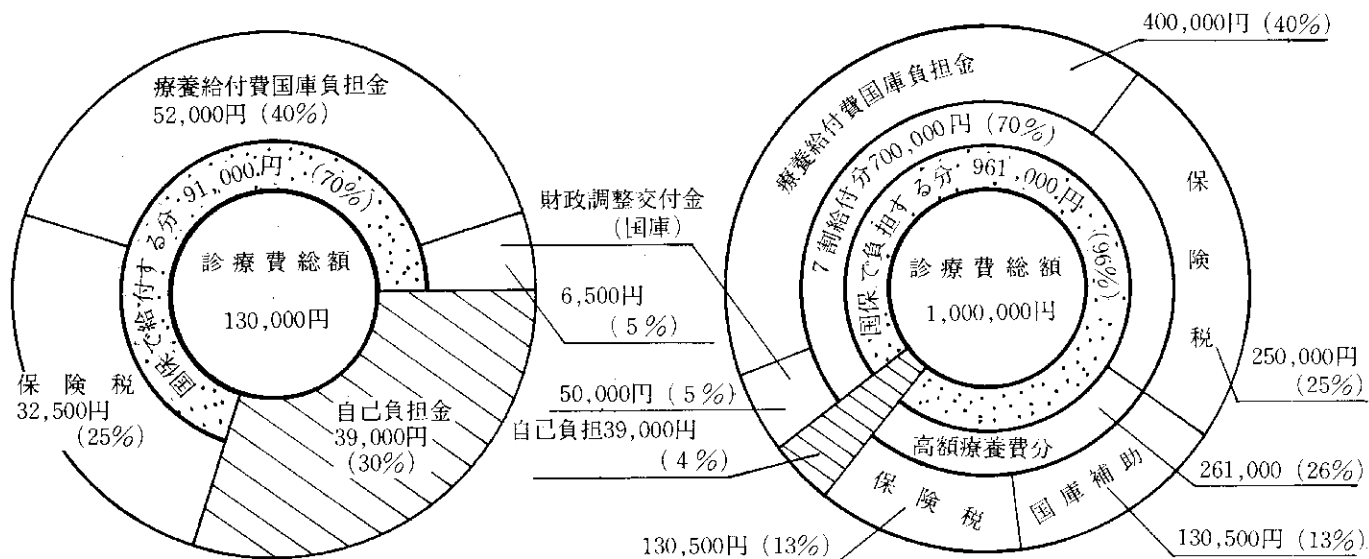
1. 国民健康保険全体の医療費支給対象者にかかる分(老人含む)

年 度	医 療 費 計		受診率		1 人 当 り		高 額 療 養 費	
	件 数 ⑥	金 額 ⑦	1 人 当 り 平均	対 前 年 比	当 医療費	対 前 年 比	件 数 ⑫	金 額 ⑬
50	29,272	266,981	5.2	1.06	46,995	1.22	461	13,669
51	29,652	307,127	5.4	1.05	56,259	1.20	503	17,986
52	28,788	317,360	5.5	1.01	60,189	1.07	448	15,281
53	27,889	357,637	5.5	1.01	71,042	1.18	489	22,722
54	27,316	397,752	5.7	1.02	82,528	1.16	541	23,524
55	25,641	396,073	5.8	1.02	89,022	1.08	536	29,436

2. 老人医療費支給対象者にかかる分

年 度	医 療 費 計		受診率		1 人 当 り		高 額 療 養 費	
	件 数 ⑭	金 額 ⑮	1 人 当 り 平均	対 前 年 比	当 医療費	対 前 年 比	件 数 ⑰	金 額 ⑱
50	5,330	90,439	10.3	1.02	175,235	1.14	213	5,449
51	5,339	112,247	10.6	1.03	223,038	1.27	251	7,841
52	5,433	105,713	10.5	0.99	204,603	0.92	196	6,184
53	5,639	127,578	10.7	1.02	242,568	1.19	222	8,662
54	5,894	141,313	10.7	1.00	256,289	1.06	248	10,488
55	5,759	133,814	10.5	0.98	244,517	0.95	204	9,494

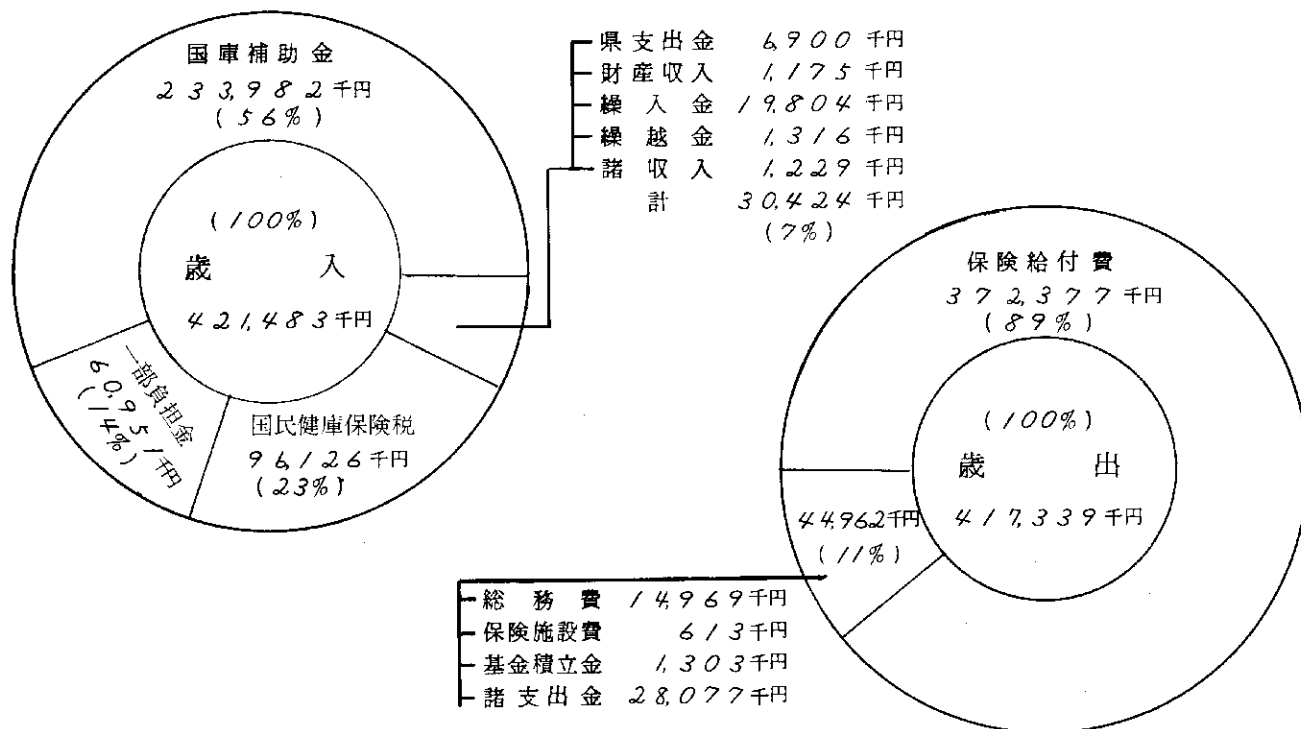
〔医療費の負担区分〕 例：(医療費1ヶ月13万円と100万円の負担金)



※ 130,000円の場合
 国保で給付する分 91,000円 (70%)
 自己(患者)負担分 39,000円 (30%)

※ 1,000,000円の場合
 国保で給付する分 961,000円 (96%)
 自己(患者)負担分 39,000円 (4%)

〔昭和55年度国民健康保険特別会計決算の状況〕



●昭和五十五年国民健康保険特別会計決算が九月二十五日に町議会に承認されましたので、重要部分を掲載いたしました。

健康家庭に報償

健康は、私たちの生活にとってかけがえのない宝です。健康であれば家庭は明るく、働くことは楽しく、しあわせに暮らすことができます。いつも自分の健康状態を正しく把握し、明るい生活を送ることに心がけましょう。

今年もつぎの方々が国保の医療無給付世帯に選ばれました。近く記念品を贈呈いたし皆様の健康をたたえます。

(本年度の該当者)

◆五年以上医療の給付を受けなかった世帯

高橋芳松 小荒戸 しろえん
 山岸長則 蒲生 治三郎
 佐藤幸三 室野 向田

◆三年以上医療の給付を受けなかった世帯

万羽 弘 会 沢 堂ノ前
 ◆一年以上医療の給付を受けなかった世帯 十八世帯です。

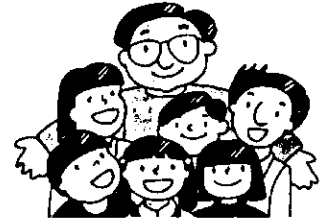
◎報償要件

一、五年以上 医療給付を受け
 二、三年以上 なかった世帯
 三、一年以上

この調べは毎年三月三十一日現在で調査いたします。

二、右期間内に国保税等の滞納金がない者で医療の給付を受けたことがない国保世帯に対して予算の範囲内において報償します。

青少年育成町民会議より

すべてのおとなが
4つの実践を！

青少年の健全育成が叫ばれてから既に久しい歳月が経過している。各関係者の懸命の努力によって、徐々ではあるが、運動の前進が見られることはうれしい事である。

しかし、そう喜こんでばかりおられないのが、今の状況で、青少年の非行件数が激増し、その内容が悪化しているということである。

一体、その原因は何処にあるのか、関係者一同、問題を原点に帰して考えて見る必要があると思う。非行問題が話題

先日バスに乗った時の事である。

それほどの混雑もなく、春を思わせる陽ざしに揺られながらぼんやりしていたために、次の停留所を知らせるアナウンスが流れて、停車を知らせるランプが光ってもさして気に止めなかった。

しかし、女の子がひとり、揺れるバスに抵抗しながら走らばかりに運転席の方へ体を動かしている姿には、目を奪われた。小学校の三年生ぐらいだろうか、その女の子は、運転席に着くと小さく蚊の泣くような声で

になると、対策が講ぜられるが、その対策は、現象面の抑圧のみに終って、問題の根元にまで遡らないのが通常で、まるで「臭いものに蓋をする」ことでお茶を濁していないだろうか。問題の根元まで遡ると、ややもする

自己の責に厳に

と責任のなすり合いにもなり兼ねないので、適当な所で妥協する為ではないだろうか。

日本人は、問題が発生すると、原因の究明に当って、他を責めるのに急であって、自分にも、その責の一端があることを忘れ、

《青少年育成国民会議発行「青少年」より転載》
こういうのだ。

「すみません。押しまちがえました。」

自分が降りない所なのに、停車のボタンを押してしまったというのだ。そのあやまり方には

勇気へのお返し

本心に誠意があった。

ところがだ。

その運転手さんは、何も答えない。答えないどころか、ただ黙々と運転を続けるだけで、そばに立っている女の子の存在すら忘れていたのかようだった。

自分だけ「いい子」になり易いのである。この辺に問題をあいまにして、核心を避けて通る原因があると思う。又、日本人は、他人の非を見ても見逃してやるのが、大人の度量であるとする「武士の情」的心情がある。

他を責めるのに中途半端であれば、自分を責めるのもあいまいになり易い道理で、青少年の健全育成の叫びに比例して、非行が減少しない原因はこの辺にある。何と、他を責めるにもっと酷

女の子も女の子でその場を去りようがない。しばらくして自分の席にもどりはしたものの、幼な心にその心中は複雑なものがあったろう。

乗客は運転手にむやみと声をかけてはいけなく、らしいが、それでもどうしてあの時「いいよ」と一言だけでもかけてあげられなかったのだろうか。小さい女の子が心からあやまるという行動に移ったのに。

どんなに勇気がいったことか。

であれと言っているのではない。健全育成関係者も、青少年自身も、更には、その両親、そして青少年を取り捲く社会一般が、自分の責について、もう少し厳であったらと痛感するのである。話は簡単であるが、実行は難しい。皆それぞれに「猫の首に鈴をつける」勇気を持って、一歩でも二歩でも前進したいものである。

(青少年育成福井県民会議会長)



乗客の目も気になったろうし、どうしていいか迷いもしたろうに……。そんな自分にムチ打って立ち上った勇気へのお返しにしては、あまりにも冷たすぎるではないか。

まちがえてすみませんとあやまって(礼儀)いながら、それに何ら応えようとしなかった(不作法)この場面が、子どもと大人だったために、今もその印象が強く残っている。

—— 私たちがみなで、小さい礼儀作法に気をつけたなら、この人生はもっと暮らしやすくなる。(チャップリン)—— (K)



御出産

九月受付分

金井亮子 父三男 母由紀子

(長女・松代・善宗塚住宅)

小島真弓 父正隆 母一美

(長女・犬伏・がけ)



お悔み

市川陽一 父佳雄 母久子

(長男・会沢・みきや)

池田義宏 父茂稔 母充子

(長男・会沢・みきや)

斎木静代 43歳 松代 さいき

小堺ヒサ 57歳 蓬平 原屋

若月千代治 72歳 海老

とぎしき

小堺力子 85歳 蓬平 清造

ゴミはルールを守って出して……

炊事残菜等は 水切りを十分に

たくあんづけ、野沢菜づけ、つけかす、残飯等は絶対に燃えませんので、畑や山林のある方はうめるなりして、ごみとして出さないようにお願いします。

ごみ処理業務が円滑に運営されれば、そこから明るくきれいな生活環境が生まれてきます。これらのことをよく認識していただき、少しでも明るくきれいな

松代町のごみは、ごみ質が良く郡内第一位で、大島のごみ処理施設組合では大変歓迎され、他の町村のごみにわざわざ混ぜて焼却炉に投入されておりましたが、昨年の夏ごろからごみ質が悪くなり現在では郡内最下位となっております。水分の多いごみはどんな焼却炉でも燃えません。燃えないごみを燃えるように工夫して出して下さい。

台所のごみ(炊事残菜等)は水分が50～70パーセントも含まれているとこのことです。ですので、しぼって水切りを十分に行なってからビニール袋に新聞紙を二、三枚まるめて入れ、その中にごみを入れて下さい。ごみを入れる度に必ず新聞紙を入れることを実行していただければ、水が新聞紙に吸収され、水分を減すことができます。



←ゴミ焼却場(大島)

な生活環境をつくるようご協力をお願いします。

《戸籍》—窓口豆知識—

シリーズ ⑤

戸籍の筆頭者と戸主



戸籍の筆頭者とは何か。

又、昔の戸主とはどう違うのか。



戸籍の筆頭者とは、単にその戸籍を見つけるための見出しのようなものであって、新たに戸籍が編製された時に冒頭に載っている人のことです。

この筆頭者は、婚姻届を出す時、夫の氏を称するときは夫が、妻の氏を称するときは妻が、というように届出の時点で決定し、その者(筆頭者となっている人)が死亡しても筆頭者の変更はありません。そして、戸籍の筆頭者は実体法上の権利関係には関係しません。

これに対して戸主とは、民法旧規定で定められた家族制度の家の長であり、地位は家督相続によってのみ承継されるものとされていました。戸主の権限は強大であり家族の統制については必要な権利が付与され、さらに家族生活の因習的慣習に支えられて大きな支配力をもっていました。このように戸主は単なる戸籍の索引のためでなく、その家を代表する家長として采配を振っていたのです。

「出稼ぎされるみなさんへ」 手続きは忘れずに!!

◎国民健康保険について

(一) 出稼ぎ先の健康保険に加入予定の方は住民票・扶養証明・所得証明・高校生以上の学生がいる場合は在学証明書が必要になることがありますので会社にお聞きになって持参してお出かけ下さい。

(二) 「家の年寄り」は医者代は無料だから会社の健保に入れなくてもいい。などと思いがちではないでしょうか。健保で七割老人医療で三割給付されるから無料になるわけですから出稼ぎ先の健保に家族と一緒に加入していただかなければなりません。

(三) 出稼ぎ先の健保に入ったら忘れずに松代町役場の国保係へ届けるようお願いいたします。届出の際には印鑑と松代町の保険証、会社の保険証を持参下さい。

(四) あなたの家族が医者さんにかかっている場合は、一日も早くお医者さんに会社の健保に変わったことを届出下さい。

この届出を忘れると松代町の国保に医療費の請求がまいるますが、国保から除かれていますので医療費の金額をあなたに請求することになりますのでご注意ください。

意下さい。

(四) もし事業所の手続きが遅れて、十二月五日以降に健保の保険証を家族に送る見込みの場合は、あらかじめお医者さんにその旨申し出ておいて下さい。た



だし町内のみに限ります。

その申出用紙は役場の国保係にあります。この用紙による申し出のあった者に限り、十一月

中の医療費の請求は一月月遅らせて十二月に請求していただくよう町内の医療機関にご協力をお願いしてあります。

◎国民年金について

出稼ぎで一番のぞまれることは「明るく出かけ、元気に帰る」ということですが「年金」のこ

とも忘れないで下さい。

国民年金で大切なことは、年金加入期間に「空白期間」を作らないようにすることです。それには次のことを注意すれば、あなたの年金は大丈夫です。

(一) 厚生年金に加入する場合あなたの厚生年金の記号番号が必要になりますので、年金手帳を忘れずに持参しましょう。

会社に着いたら、年金手帳を労務担当者に提出して下さい。

なお今回初めて厚生年金に加入される方は、会社とその旨申出ますと、年金手帳が会社より交付されますから大切に保管下さい。あなたの厚生年金の加入期間は国民年金の加入期間と合算して、満六十歳になると「通算年金」を受けられますが、年金を請求する際、今まで厚生年金に加入した会社名と住所・加入年月日が必要になりますので年金手帳の記録欄にメモしておきましょう。

(二) 厚生年金に加入した時に、その手続きを忘れると「空白期間」ができる原因になります。

出稼ぎ先の厚生年金に加入したときは国民年金の喪失届（赤色の用紙）を、出稼ぎから帰ったときは国民年金の加入届（緑色の用紙）を速やかに松代町役場の年金係に提出して下さい。

以上のことを守れば、あなたの年金はもう安心です。

◎出稼者名簿の提出について

リーダーの方は一緒に行かれるグループの名簿を十月三十一日までに提出して下さい。提出された名簿によって会社への紹介状を作成しておきますから会社を持参下さい。

なお自由業や縁故等個人で行かれる方も行き先を職業係にお知らせ下さい。

◎出稼労働手帳について

手帳はお持ちでしょうか。お持ちの方は家族欄に昭和五十六年度の証明を役場職業係で受けてからお届け下さい。お持ちでない方は交付しますからお知らせ下さい。

これは出稼先の事業主に労働条件の確認、扶養親族の認定、賃金の未払内容の確認を受けるとき、又出稼援護相談所を利用する等に必要なものです。

作品出品にご協力を

来る十一月三日、松代小学校町総合センターを会場に松代町文化祭を開催いたします。

展示作品は次のとおりですが各団体に加入されていない方で出品を希望される方は、町公民館へ申し込んで下さい。



!!東頸チーム大健闘!!

県縦断都市対抗駅伝

第三十四回駅伝大会が、二十六日、二十七日の二日間、二十四チームが参加し、新井・新潟間、二〇二、二キロを十六人で走る熱戦をくり広げた。第一日は力走し四位、第二日は十位で、総合八位に食い込む大健闘であった。

出場選手は次の方々です。

- 。万羽琢哉（松代）
- 。富沢博幸（小荒戸）
- 。山本勇人（犬伏）
- 。佐藤純一（千年）
- 。石塚哲二（松の山町）

。生花展。茶展。俳句展。絵画展。菊花展。盆栽展。書道展。写真展。アマチュア無線。木の根展。老人・婦人・身障者の作品展。十一月三日、午後一時より、小学校で芸能発表会を開催いたします。唄あり、踊りあり、皆様のお越しをお待ちしています。

長寿百歳

健康万歳

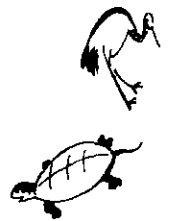


相沢 ミナさん

いる。新潟県の横綱となるのも夢ではないミナさんに拍手を送って下さい。

なお松代町では恒例の敬老行事を次のように行なった。

去年白寿のお祝いをされた松代町太平部落の屋号「はじ」のお婆ちゃん相澤ミナさんは明治十五年一月三十日生まれで来年の誕生日で満百歳となる。去る九月十五日敬老の日に総理大臣の祝状と銀盃、新潟県知事の祝状と祝品の伝達が民生部青少年福祉課長が知事代理で行なわれた。ミナさんは松代の百五拾番戸父樋口惣太郎（文政十年三月九日生）母キタ（天保十二年十二月二十五日生）の四女として生れ明治三十七年三月九日相澤助作（明治九年十二月二十二日生）と結婚し四男参女を産み養育する（現在三人健在）夫助作さんは昭和二十二年に死亡されたが二男の盛俊、イセさん夫婦と孫夫婦ひ孫二人の一家七人の円満な家庭生活を送っている。視力と聴力が少し弱っているが何んでも食べる規則正しい食事と好天の日には散歩を楽しんで



また九十歳到達の長寿老人四人に対し知事から祝状と記念品が贈られた。松代柳トキさん（松桶屋）菅刈柳ミヨさん（鍛冶屋敷）田澤高橋リサさん（新宅）犬伏小島藤市郎さん（三藤屋）さらに、

ダイヤモンド夫婦（結婚六十年）山岸信二郎エサヲ（蒲生佐太郎）島田幾次郎 マサ（千年弥 助）市川文次郎 ヌイ（池之畑橋場）金婚夫婦（結婚五十年）関谷三太郎イネ（松代ぜんねん）鈴木由太郎 キク（松代吉五郎）西片莊平 ハル（菅刈したわき）高橋五郎治 ナカ（田澤新 舎）



おばあさんを囲んで、四世代勢揃い

昭和五十六年度 共同募金運動にご協力を

「やさしさを隣人に——赤い羽根共同募金」のスローガンをかけて、昭和56年度の共同募金が10月1日から12月31日まで実施されます。

新潟県共同募金会東頸城支部では、県共同募金会の決定を受けて郡内町村別の目標額を定めました。

松代町の目標額は総額で九八万九千八百円です。目標別は、

■A目標

二万四千八百円

この金額は県共同募金会に納入され、児童・老人・精薄者福祉施設及び県単位社会福祉事業団体等に配分され活用されます。

■B目標

五〇万五千元

この金額は県共同募金会へ納入いたしますが、来年度町社会福祉協議会に還元され、敬老・ねたきり老人介護、身体障害者・精神障害者等の更生援助など町の福祉事業に使用されます。

■C目標——歳末たすけあい

二五万円

この金額は本年度の町社会福祉協議会の事業費に組込まれ、在宅要援護世帯の助成、老人・

障害者等の施設入所者及び施設への歳末慰問に使用されます。

町は目標達成のため、戸別募金（嘱託員へ区長さん）を通じて各世帯に封筒によりお願いする募金、街頭募金・職域募金・学校募金をお願い申しあげます。計画実施されます文化祭やほかの行事でのバザー・チャリティバザー等の収益金の募金をも、お願い申しあげます。次第です。みんなそろってしあわせにとあたたかな心を持ちよる国民たすけあいの姿それが共同募金運動です。みんなでこの運動にご協力をお願いいたします。

（共同募金会松代町分会）

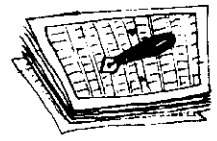


みんなで

共同募金

10月1日
～12月31日

文芸



短歌

秋さだまりぬ

西 潟 まさを

家族皆それぞれ持ち場へ出てゆ
けり一人のパンを焼く用意する
パン 焼器かたわらへおいてゆつ
くりとテレビを見つつ焼けるの
を待つ

牛乳にコーヒー入れておそい朝
食一人で居るのも時にはたのし
雑草ぬきつつ残しておいた秋海
棠いちめんに咲き秋さだまりぬ
庭木の根もと、庭池のほとり、
軒下に 秋海棠の花は吾家に似
合う

日記にも手紙にもこの頃誤字多
し秋海棠の花を見つつさびしむ

しづみ句会

九月十二日
於 公明居

明月や静かに眠る村百戸
秋祭ゆえに早風呂いただける

六 花

病む妻へ通いつづけて葉は実
にけさ秋や香りなつかし茗荷の子

茶 水

留守居してお盆燈籠守りけり
上族の進まぬ秋蚕に火をとりて

悠 歩

庭石のあたり虫啼く月明かり
白萩のこぼるるばかり寺の庭

八 千 代

稲架を組む姿や似たり父と子と
秋雨やわびしき住い妻と吾

紅 茶

稲刈れば一家離村と言う話
波海川沿いに早稲田の広がりぬ

静 風

肌寒の夜道を駆けて帰り着く
はるばると来たれど無月の句席

淡 水

名月や活け余る芒捨て惜しみ
漬け茄子の色しみつきし老の指

きく代

月のぼり尾花のゆれる帰り道
母の忌も忘れがちなる農繁期

喜 沙

稲刈るや穂の重ければ手に痛し
稲架作る二丁梯子や若夫婦

公 明
風祭三日月みえて宴果つ
迷い蟬聞に放つも気にかかり

枯 水
仲秋の月明りのみ雲の足

炳 史
半袖に重ね着をして白露ふむ

穂芒の露もこぼさず朝の風
蜻蛉の墓ならん穂芒挿しあるは

竜 峰
竜胆や南明るく昼の時鐘

蒲生句会

決断のつかぬ一些事秋立てり
子が呉れし洋酒に酔えり夜の秋

耕 山
休耕田沢濁白く水澄めり

鉄 堂
秋雲の離れて消ゆる菱ヶ岳

月 日
秋刀魚焼く煙夕暮れせかすなり

泥 水
朝寒や菜を摘む妻の独り言

耕 人
大高し雲行く方に飛行雲

嘉 橘
むささびの鋭く啼きて月冴ゆる

竜 峰
虫鳴くや稲架木にかかる月青く

銀砂子見上げる空に天の川
流れ星深坂峠に消え行きぬ

梟が夜々啼く空襲の夜よあるな
残る蚊や夫婦の話題すぐなくな

竜 峰

自動車等の

免許更新についてお知らせ

10、11月分の免許更新日が左
記のように決まりましたので、
お知らせいたします。

10月16日(金) 総合センター

11月20日(金) 総合センター

10月の更新日には特例更新が
出来ますので出稼に行かれる方
は更新して下さい。

11月の更新日には交通不便に
よる特例更新ができます。

◎持参するもの

写真一枚、免許証、収入証紙
二、〇〇〇円(銀行にて購入)
現金(普通以上一七〇円、

原付、小特 九七〇円)
印鑑(特例をされる方)

◎特例更新をされた方は誕生日
がくると一年とみなされ、免許
証の有効期間が三年未満となり
ますのでご注意下さい。

停電のお知らせ

11月5日(木)
9:00~13:00

千年の一部・池尻・室野・
木和田原・竹所・濁・峠・
蒲生

10月の納税

市町村民税
(3期)

